

市民からの要望に対する回答

1. 環境保全協定値をどのように捉えているのでしょうか？

超過時の貴所報告書に於いて「周辺的生活環境の被害の状況」として「事態は収束しており、周辺地域に環境汚染や健康被害を生じることは有りません」となっていますが、どのようにして環境汚染や健康被害が生じていないことが判るのですか？

「なお、法令の排出基準は、環境中の循環する水銀の総量を地球規模で削減するという観点から設定したもの・・・」となっていますが環境保全協定値も同様に地球規模の観点から決めたと考えているのでしょうか？市民にも理解できるような丁寧な説明をして下さい。

貴組合の「環境保全協定値」の捉え方に疑念が募るばかりです。

貴組合の「環境保全協定値」に対する考え方をお聞かせください。

（回答）

建設時に行われた「環境影響評価」において、周辺環境に著しい影響を及ぼすことはない
とされています。また、施設周辺（4つの公園）で定期的に測定している「環境定点測定」
では、国の定める環境指針 $0.04 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を大きく下回っており、一時的に公害防止基準値
を超えたとしても、ただちに健康への影響はございません。

2. 原因

原因は「可燃ごみ中への水銀混入」となっていますが直接の原因はそうかもしれません。しかし「環境保全協定値」を超過した原因は水銀が混入された時には、活性炭が投入され「環境保全協定値」以上の濃度の水銀ガスは放出されないとしてきた「水銀除去のプロセス」の不備に原因があるのではないのでしょうか？

それについて「水銀除去のプロセス」の下記の項目を教えてください。

①活性炭の投入方法について

$10 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （運転基準値）で活性炭の増量、 $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ （要監視基準値）は基準値を超過しないための上限設定値となっており、手動で増量となっています。

（問）

通常はどのくらいの活性炭を吹きこんでいるのでしょうか？

（回答）

通常の吹込み量は $0.44 \text{kg}/\text{h}$ です。

（問）

$10 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超えて投入量を増加する「手動操作」を行うまでの時間は？

裏面あり

(回答)

水銀値の測定は炉内 2 カ所で行っておりますが、瞬間の水銀値が上昇傾向にある場合には自動的に活性炭の噴き出し量を増加し、1 時間平均値が $10 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ を超える前の段階で手動にて噴き出し量を最大としています。

(問)

活性炭を増量しても $30 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ (協定を守る為の上限値) を超えた場合はどのような対策を取っているのでしょうか？

(回答)

以下の 2 つの作業を行います。

1. 飛灰を循環させ、消石灰を有効活用するための装置である飛灰循環装置を停止します。
2. ごみ処理量を減らします。

②活性炭の品質と投入量

「環境省のホームページ」から、活性炭の水銀除去率を見るとガス温度が 190°C 以下 (貴所集じん機に流入する燃焼ガス温度 5 月 $168\sim 184^\circ\text{C}$) で水銀濃度が $100 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以上の場合の除去率は 100% 近くになっています。(活性炭 $100 \text{mg}/\text{m}^3\text{N}$ 吹込時)

しかしながら、貴所に於いて活性炭を吹きこんでも水銀が取れないのは、活性炭の品質、投入量に問題が有るのではないのでしょうか？

(回答)

1. 当施設で利用している活性炭は、他の可燃ごみ焼却施設でも使用している活性炭と同等で、品質に問題はありません。
2. 活性炭の投入量は、施設設計の基準となるごみ処理量に応じて設定されており、問題はありません。

③水銀除去装置の性能について

(問)

上記のことから活性炭の投入方法・品質・投入量に問題がないのであれば、水銀を除去できない原因は、この「水銀除去装置」そのものが欠陥品ではないのかと疑われても仕方がないと思いますがいかがですか？

(回答)

当施設の活性炭供給装置は正常作動しており、また他のごみ処理施設における運用実績もあることから、欠陥品ではありません。

(問)

2020 年のクリーンセンター引き渡し時の性能検査はどのようなになっているのですか？

その時に問題は発生しなかったのでしょうか。

(回答)

水銀除去装置について、性能試験は実施しておりません。

(問)

実際の水銀を使用した除去効率を試験したとは思っていませんが、運転後の発生時の除去効率について取り決めは有るのでしょうか。

(回答)

除去効率についての取り決めはありません。

④超過後の炉の点検・対策について

他の自治体では、協定基準値を超えるといったん、炉を停止し、集塵機や水銀除去装置等の機器の点検・清掃を行うなどの対策を行っていると聞いています。

日野市では、11月21日に引き続き、11月28日にも1号焼却炉の排ガス中水銀濃度が公害防止基準値を超過し、貯槽タンクに溜まっている灰の量が多くなったという理由で、初めて運転を停止したそうですが、何度も基準値を超過するのは、他市で水銀等の有害物質が基準値を超過した場合に、一般的に行われているこうした対処方法、対応プロセスを取っていないことにも原因があるのではないのでしょうか。

何故、他市で行われているこうした取り組みが日野市でできないのか、市民に説明してほしいです。

(回答)

水銀濃度測定については法律の定めにより6カ月に1回行うこととなっていますが、当施設においては、毎月測定を行っているほか、自動測定機による測定も行っています。当組合が周辺自治会の皆さまとともに決めた「運転停止・再開方針」においては、「自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値（1時間平均値）が、公害防止基準値を超過する場合も当該焼却炉を立ち下げる。」と定め、水銀の基準値超過が発生した場合、炉を停止せずに活性炭を最大量噴霧し、排ガス中の水銀濃度を監視しています。

⑤発生した水銀を含む焼却灰・飛灰の処理方法について

クリーンセンターから焼却灰搬出時、外部に漏れることはないのでしょうか？

また、高濃度焼却灰は二ツ塚処分場でも受け入れないと思います。

環境省は北海道の処理工場で処理をするように勧めています。日野市も北海道で処理しているのでしょうか？

それとも水銀を含まない灰と混ぜて濃度を下げて二ツ塚処分場に搬入しているのでしょうか？

裏面あり

(回答)

運搬については、密閉された運搬車で搬出しているため、外部には漏れません。
排ガス中の水銀濃度が基準値を超過した場合には、速やかに東京たま広域資源循環組合に報告し、焼却灰については検査を行い、東京たま広域資源循環組合の定める基準値を満たした焼却灰を搬出しています。

3. 対策

「不適正ゴミの搬入防止」となっていますが、それは当然の事であり賛成です。
しかし、大事な事は、もし誤って投入されても、ゼロにはならないが $50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$ 以下の濃度に抑えられることができるプロセスを確立することです。二重、三重の「環境保全協定値」を守る対策が必要です。
直近の市議会で、市が導入を提案し承認された「携帯型水銀測定装置」は、「水銀が持ち込まれる経路を調査するため」との導入理由でしたが、調査対象・内容と対策の詳細を住民にわかりやすく情報公開して下さい。そして、万が一、混入されていた場合の対策である現在の「水銀除去システム」(水銀除去装置)の性能を点検し、問題があれば改修することも必要ではないでしょうか。貴所のトータルな安全対策の考え方を教えてください。

(回答)

現在、当組合では週1回、構成3市は月1回ずつ、搬入する事業系のごみの展開検査を実施しておりますが、令和5年度の度重なる水銀値超過を受け、当組合では今後の展開検査について、携帯型水銀測定装置を用いて行うこととしました。構成3市も当組合の方針を受け、各市議会定例会の最終日に補正予算案を上程し、議決されております。当組合は持ち込まれるごみの検査、構成3市は搬入前の各施設や搬入後のピットに投入する前に測定を行ってまいります。
一方、運転側の対応については、現在、臨時で活性炭の通常の噴霧量を増量しており、その結果をみた上で、今後の常時増量噴霧について、運営事業者と協議してまいります。

4. 質問に対する文書回答と住民説明会開催のお願い

このまま10回目、11回目と環境保全協定書に定める水銀濃度測定値 ($50 \mu\text{g}/\text{m}^3\text{N}$) 超過を認める訳には行きません。

早急に住民説明会を開催し市民に分かり易い説明をお願いします。

上記の質問に対する回答を2024年1月中旬までに、そして、住民説明会は2024年2月中旬までに開催して下さいをお願いします。

(回答)

構成3市及び当組合では不適物の混入を防止すべく、ごみの展開検査の実施を行っておりますが、搬入される全車両の検査は困難であり、また、ごみピット内に投入され攪拌された膨大なごみの中から不適物を発見・除去するのは現実的に困難であるため、市民や事業者などへの適切にごみの出し方の指導、啓発の徹底などについては、構成市において説明すべきものと考えています。

いずれの公害防止基準値超過の場合も一時的な超過だったため、啓発を目的とした公表はしたものの、運転停止・再開方針の「自動測定機で異常な数値が検出された24時間後の数値(1時間平均値)が公害防止基準値を超過」に至らなかったことから、当組合が直ちに住民説明会の開催をする必要があるとは考えておりません。